

新（平成28年2月24日農林水産省告示第489号）		旧	
第4条 生産情報公表豚肉の表示の基準は、次のとおりとする。		第4条 生産情報公表豚肉の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。	
事 項	基 準	事 項	基 準
表 示 事 項	<p><u>食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従うほか、次に掲げる事項を表示してあること。ただし、(3)に掲げる事項にあつては、生産情報が、小売販売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に事実即して表示されている場合には、省略することができる。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p>	表 示 事 項	<p>次に掲げる事項を表示してあること。ただし、(3)に掲げる事項にあつては、生産情報が、小売販売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に事実即して表示されている場合には、省略することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
表 示 の 方 法	<p><u>食品表示基準の規定に従うほか、名称、個体識別番号、荷口番号又は豚群識別番号及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p>	表 示 の 方 法	<p>食品表示基準<u>（平成27年内閣府令第10号）第18条第1項及び第24条第1項第1号に規定する名称、個体識別番号、荷口番号又は豚群識別番号並びに生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p>
表 示 禁 止 事 項	<p><u>食品表示基準の規定に従うほか、表示事項の項に規定する事項及び前条の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示していないこと。</u></p>	表 示 禁 止 事 項	<p>表示事項の項に規定する事項及び前条の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示していないこと。</p>